

自転車乗車用ヘルメットの

購入費用の一部を補助します！

岐阜県では、令和4年10月1日から「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」において、大人も、子どもも自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。

また、令和5年4月1日からは、道路交通法においてもヘルメットの着用が努力義務となりました。揖斐川町では、自転車利用時のヘルメットの着用を促進し、自転車に係る交通事故による被害の軽減を目的として、自転車を利用する者が、自転車乗車時に着用するヘルメットを購入する場合に、購入費用の一部を補助します。

補助対象者

全年齢を対象として、揖斐川町に住民登録のある方に対し、自転車

乗車用ヘルメットの購入費用の一部を補助します。

補助金額

自転車乗車用ヘルメット購入費用の1/2 **上限額は2,000円**

※100円未満切捨て、1人につきヘルメット1個まで

補助対象となるヘルメット

以下のいずれかの安全基準を満たす**新品**の自転車乗車用ヘルメット



SG マーク



JCF マーク



CE マーク



GS マーク



CPSC マーク

※ただし、中学校の通学用ヘルメットは補助対象になりません。

補助申請受付期間 令和8年4月1日(水)から令和9年3月10日(水)まで

※予算の範囲内で実施するため、予定より早く終了する可能性もあります。

注意事項

申請書は、役場窓口、町ホームページに用意しています。

申請手続きには、店舗等で交付される領収書、ヘルメット現物(上記安全マークの確認できる写真)、補助金振込通帳をご持参ください。

(ヘルメットを購入されている場合) 令和8年2月1日以降の領収書から有効です。

(インターネットで購入される場合) インターネット購入時のポイント使用分は、補助対象経費に含みません。